○国税庁告示第二号

消費税法施行令第四十九条第一項第一号に規定する国税庁長官が指定する者を定める件（令和五年国税庁告示第二十六号）の一部を次のように改正し、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）の施行の日から起算して三月を経過する日の翌日から適用する。

令和八年三月三十一日

国税庁長官　江島　一彦

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
［1　略］	［1　同上］
2　令第四十九条第一項第一号に規定する国税庁長官が指定する者は、次に掲げる者とする。	［2　同上］
［一　略］	［一　同上］
二　令第四十九条第一項第一号ハ(1)から(5)までに掲げる資産に係る課税仕入れ（同号ハ(1)から(3)までに掲げる資産に係る課税仕入れにあっては古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）、質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）又は宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）により、これらの業務に関する帳簿等へ相手方の氏名及び住所を記載することとされているもの以外のものに限り、同号ハ(4)に掲げる資産に係る課税仕入れにあっては盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）第七条の規定により、買受けの相手方の同条第一項本文に規定する本人特定事項として住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の確認を行うこととされているもの以外のものに限り、同号ハ(5)に掲げる資産に係る課税仕入れにあっては事業者以外の者から受けるものに限る。）を行った場合の当該課税仕入れの相手方	二　令第四十九条第一項第一号ハ(1)から(4)までに掲げる資産に係る課税仕入れ（同号ハ(1)から(3)までに掲げる資産に係る課税仕入れについては、古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）、質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）又は宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）により、これらの業務に関する帳簿等へ相手方の氏名及び住所を記載することとされているもの以外のものに限り、同号ハ(4)に掲げる資産に係る課税仕入れについては、事業者以外の者から受けるものに限る。）を行った場合の当該課税仕入れの相手方
［三～六　略］	［三～六　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○国税庁告示第三号

租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第八項に規定する国税庁長官の定める方法を定める件（平成三十年国税庁告示第十七号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

国税庁長官　江島　一彦

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第八項に規定する国税庁長官の定める方法を定める件 　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の二十一第八項の規定に基づき、同項に規定する国税庁長官の定める方法を次のように定め、令和二年十月一日以後に令和二年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合及び同日以後に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の二の二第一項に規定する申告書を提出する場合について適用する。 　租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第八項に規定する国税庁長官の定める方法は、国税庁長官が作成した同条第二十六項に規定する電磁的記録で、租税特別措置法第四十一条第一項又は第四十一条の二の二第一項の規定の適用を受けようとする個人から送信を受けた同令第十八条の二十一第二十七項に規定する電子証明書等（当該電子証明書等を作成する者が、当該個人の承諾を得て当該個人に送信したものに限る。）に記録された情報の内容が記録されたもの（当該情報の内容を記録した二次元コードが付されているものに限る。）を、当該個人が出力することにより書面を作成する方法とする。	租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第八項に規定する国税庁長官の定める方法を定める件 　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の二十一第八項の規定に基づき、同項に規定する国税庁長官の定める方法を次のように定め、令和二年十月一日以後に令和二年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合及び同日以後に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の二の二第一項（同法第四十一条の三の二第二十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する申告書を提出する場合について適用する。 　租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第八項に規定する国税庁長官の定める方法は、国税庁長官が作成した同条第二十六項に規定する電磁的記録で、租税特別措置法第四十一条第一項又は第四十一条の二の二第一項の規定の適用を受けようとする個人から送信を受けた同令第十八条の二十一第二十六項に規定する電子証明書等（当該電子証明書等を作成する者が、当該個人の承諾を得て当該個人に送信したものに限る。）に記録された情報の内容が記録されたもの（当該情報の内容を記録した二次元コードが付されているものに限る。）を、当該個人が出力することにより書面を作成する方法とする。